

出産費資金貸付決定伺

常務理事	事務長	課長	係		起案		
					決裁		
					貸付		
資格取得	・	扶養認定	・	本人	貸付額	千円	
資格喪失	・	出産予定	・	家族			
貸付金額	1. 出産予定日まで1カ月以内 39万円・42万円×人×80/100 =					円	備考
算出基礎	2. 妊娠4カ月以上で一時的に必要な額(1.が限度)					円	

出産費資金貸付申込書

被 保 険 者 が 記 入 す る 欄	被保険者証の記号・番号	-	事業所名称			
	被保険者の氏名			被保険者の生年月日	明・大 昭・平	年 月 日
	出産予定者の氏名			被保険者との続柄 ()	昭・平	年 月 日
	出産予定日	平成 年 月 日	妊娠経過期間 (申込時点)	週 月	単胎・多胎 妊娠の別	単胎 多胎(児)
	この太枠内は妊娠4カ月以上で医療機関等に一時的な支払いが必要となったための貸付申込の場合に記入してください。			医療機関等の請求(領収)書の額		
出産する医療機関等の名称・所在地	名称	所在地	電話 ()	請求・領収 _____ 円	請求・領収 _____ 円	請求・領収 _____ 円
				合計 _____ 円		
(出産に要する費用の内訳のある請求書又は領収書の写しを添付してください。)						
上記出産費の支払資金として 金 _____ 円の貸付を申し込みいたします。						
平成 年 月 日						
大阪鉄商健康保険組合理事長 殿						
住所						
被保険者						
氏名 _____ 印						
電話 ()						
振込口座	銀行	店	預金種別	預金口座番号	フリガナ	
<small>申込者以外の口座を希望される場合は、別途委任状が必要です。</small>	金庫 組合 農協	支店 出張所	普通・当座 その他 ()		預金名義	
委 任 状 (必ず記入・捺印してください。)	平成 年 月 日 出産予定で支給を受けることが見込まれる「出産育児一時金」の支給決定額のうち「出産費資金貸付金」相当額の受領に関する権限を大阪鉄商健康保険組合理事長に委任いたします。					
	平成 年 月 日					
	被保険者氏名 _____ 印					
上記について受認いたします。						
大阪鉄商健康保険組合理事長 阪上 正章						

添付書類

1. 出産予定日まで1カ月以内の場合、母子健康手帳の写しその他出産予定日まで1カ月以内であることを証明する書類
2. 妊娠4カ月以上で医療機関等に一時的な支払いが必要となったための貸付申込の場合は、母子健康手帳の写しその他妊娠4カ月以上であることを証明する書類及び医療機関等の出産に要する費用の内訳のある請求書又は領収書の写し
3. 上記1. 2. ととも産科医療補償制度対象の分娩(平成21年1月以降の出産で妊娠22週以上の場合)である場合は、その旨証明するスタンプが押印されている請求書等の写し。
4. 出産育児一時金申請・受取代理契約書(合意書)控の写し。(直接支払制度を利用しないことを確認するため)

記入方法・注意事項等については裏面をご覧ください。

(裏面)

出産費資金貸付についての注意事項

1. 貸付対象者

当組合から出産育児一時金の支給を受ける見込みがある被保険者で、次のいずれかに該当する方です。
健康保険から医療機関への直接支払制度を利用する場合は貸付の対象外です。

出産予定日まで1カ月以内の方、又は出産予定日まで1カ月以内の被扶養者を有する方

妊娠4カ月以上の被保険者で医療機関に一時的な支払いが必要となった方、又は妊娠4カ月以上の被扶養者を有する被保険者で医療機関に一時的な支払いが必要となった方

2. 貸付金額

貸付限度額は、出産育児一時金支給見込額(1児につき39万円又は42万円)の80%です。貸付希望金額が未記入の場合は80%相当額になります。

産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産する場合3万円加算されます。

(平成21年1月以降の出産で妊娠22週以上の場合)

3. 貸付期間

当該貸付に係る出産育児一時金が支給される日までです。

4. 貸付金の利息

利息は掛かりません。

5. 申し込みから返済までの流れ

貸付申込(申込者)

資金の貸付を受けようとする方は、この「出産費資金貸付申込書」に次の書類を添付し、当健康保険組合へ提出してください。

イ. 口. の場合とも直接支払制度を利用しないことを確認するため、「出産育児一時金申請・受取代理契約書(合意書)控の写し」は必要です。

イ. 上記1. 貸付対象者 に該当する方は、「母子健康手帳」の出産予定日が記載されているページの写し、又は出産予定日まで1カ月以内であることを証明する書類。

産科医療補償制度対象の分娩である場合は、その旨を証明するスタンプが押印されている請求書等の写し。

口. 上記1. 貸付対象者 に該当する方は、「母子健康手帳」の出産予定日が記載されているページの写し、又は妊娠4カ月以上であることを証明する書類、及び医療機関等からの出産に要する費用の内訳がある**請求書又は領収書。**

産科医療補償制度対象の分娩である場合は、その旨を証明するスタンプが押印されている請求書等の写し。

貸付決定(組合)

貸付申込受理後、速やかに貸付を決定し、指定の口座に振り込みます。同時に「貸付決定通知書」等を送付します。

借用書(申込者)

「貸付金決定通知」を受領後、直ちに当該貸付に係る「借用書」を当組合に提出してください。

出産育児一時金の請求(申込者)

出産後、所定の証明を記載又は添付のうえ「出産育児一時金請求書」を当組合に提出してください。

貸付金の返済(組合)

出産育児一時金の支給日に、出産育児一時金から貸付金額分は貸付金の返済に充当し、残額を所定の口座に振り込み、お預かりしている「借用書」をお返しします。

6. その他留意事項

万一、当該貸付に係る「出産育児一時金」が不支給となり、貸付金の返済に充当出来ないときは、貸付金全額を返済していただくこととなります。